廣告郵便

家屋調査に就て

明年度から施行する家屋税の改正に就ては目下區役所の方で準備調査に着手して居りますが新家屋税規程は從來の不公平の税則を改正して家主の取得する家賃を標準として家屋所有者に賦課するのでありまして我國では最も新しいそして理論に適合し實際に應じた課税法であらうと思ひます此の改正に伴ふ調査が正確に行はれるかどうかは全國の税制の改善上相當大きい關係を有するのであります。で居住者の各位には此の調査に十分の便宜を與へられ調査員のお尋ねする事柄については眞實の事をお答へして欲しいし又家屋所有者の方には追つてお願する家賃其他の申告を正確にして欲しいのであります此のお答なり申告なりに就いては特に左の點を御了解願いたいと思ひます。

一、今度の家屋税は家賃を標準としますから高い家賃の處は家主が高い税を拂ふ事になり安い家賃の處では税は安い事になりますから税が高くなつた事を理由として**家賃を上げられる**と云ふ**心配はなからう**と思ひます。

一、國税營業税法は改正されて特殊の營業を除き一般の營業については建物賃貸價格は賦課標準から除かれる事になりましたからそれらの營業については家屋税と營業税とは全然關係なく**家賃の高い低いは營業税には少しも影響しない**のであります。

一、家主が假に借家人に頼んで僞つた申出をして貰つた處でこれによつて受ける税の利益は極めて僅少で其の爲めに將來家主が家賃の値上をする時又は借家人から値下の要求を受けた場合に**家主の受ける不利益は非常に大きい**事と思はれますから家主としてはそう云ふ事のないようにされた方が得策と思ひます。

一、今度の家屋税の**改正は增税する趣旨**ではないので專ら負擔の公平を期する爲に行つたのでありますからその爲に市民全體が納める家屋税の總額には變りはないのであります。

一、家主が虛僞の申告をした場合には相當の**罰則**を設けるつもりです。

東京府
東京市
區役所